

全学アカデミック・ハラスメント防止体制指針

平成 23 年 7 月 27 日

アカデミック・ハラスメント防止委員会 改正

(1) 基本的考え方

東京大学は、東京大学憲章の前文で「大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている」と謳っているように、教育研究の充実発展という社会的使命を果たしていく上で、大学における自由と自律性が重要であることを深く認識している。この自由と自律性は、とりもなおさず、大学というアカデミック・コミュニティの構成員一人ひとりの自由と自律性を基礎として成り立っており、大学にはこれを保障するための様々な制度が存在している。

ところで、自由と自律性がこれほど手厚く保障されている大学では、構成員の間に一般社会とは異なる権力関係が生ずる。教員と学生およびそれに準ずる者との関係を例にとると、そこには教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という、非対称的な力関係が存在する。教員は学生等に大きな影響力を及ぼす存在である。その権力は、当然のことながら、教育という目的の実現のために各教員に付託されたものである。教育には厳しさが必要だが、それは学生を対等な人格として認め、その人格を尊重することが前提である。教員が学生に与える、教育・指導・評価は、あくまで厳正・中立・公正・公平なものでなければならない。

権力のあるところには常に濫用の危険が存在する。教育・研究のために多くの自由と自律性が保障されている大学においてはなおさらである。東京大学憲章が定めている、「すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備」（東京大学憲章 19）を図るためには、こうした権力の濫用を防止するための体制が整備されなくてはならない。

(2) アカデミック・ハラスメントの定義

アカデミック・ハラスメントとは、大学の構成員が、教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与え、あるいはその修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害をいう。東京大学憲章 19 に定める基本的人権を侵害する行為もこれに含まれる。またアカデミック・ハラスメントの加害＝被害は、狭い形式的意味での教員＝学生という身分関係にのみ発生するわけではない。東京大学が構成員全員に保障している「その個性と能力を十全に発揮しうような、公正な教育・研究・労働環境」を、当事者間の力関係の非対称を背景とする権力の濫用によって破壊したり奪ったりする言動は、広くアカデミック・ハラスメントに含まれることに留意してほしい。

(3) アカデミック・ハラスメントの防止体制について

アカデミック・ハラスメントの防止体制は、セクシュアル・ハラスメントを含む、教育・研究上の関係に発する人格権侵害一般を防止する体制の一環たるべきものであろう。しかし、主としてセクシュアル・ハラスメントを扱う現行のハラスメント防止委員会の担う重責を考える

と、同委員会にアカデミック・ハラスメントの処理を委ねることは、当面非現実的と判断せざるをえない。そこで東京大学は、アカデミック・ハラスメント防止体制の一刻も早い整備を図る必要から、ハラスメント防止委員会とは別個にアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置することとした。しかし、このことは近い将来における東京大学のハラスメント防止体制の一体化を妨げるものではない。

一方、アカデミック・ハラスメントの防止と解決には、それぞれの部局の教育・研究現場の実情に即した対応と環境改善に努めることが、なによりも重要である。それゆえ全学的なアカデミック・ハラスメント防止体制に加えて、以下（４）で述べるように、各部局が自らの責任においてアカデミック・ハラスメントの防止と解決のための体制を整えることが喫緊の課題となる。

東京大学は、全学および各部局の総力を挙げて、アカデミック・ハラスメントの防止と解決にあたっていく決意である。

（４） 部局の責任と体制

1. アカデミック・ハラスメントの防止・解決には教育・研究の現場の環境改善が重要な意味をもつことに鑑みるなら、部局の果たす役割はきわめて大きいと言わざるをえない。そこで本防止体制では、アカデミック・ハラスメント事案が発生した場合、まずは部局がその責任において解決をめざすこととする。
2. 部局は、アカデミック・ハラスメントを防止する体制、およびそれが発生した場合自らのイニシアチブにおいて迅速かつ確に解決する体制を整えなければならない。その解決のプロセスは、透明でなければならず、当事者のプライバシーが十分に保護される必要がある。
3. 部局内にアカデミック・ハラスメントの対応窓口を置く。

（５） 東京大学アカデミック・ハラスメント防止委員会

1. 東京大学に、総長の管理に属する東京大学アカデミック・ハラスメント防止委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。全学委員会と部局との関係は以下のとおり。
 - ① 全学委員会は、部局によるアカデミック・ハラスメントの防止と解決の取り組みを支援、促進する役割を担う。しかし、部局内で解決できない事案、部局で扱うことがふさわしくないと判断される事案、さらには以下（６）の４に規定するところに従って学生相談所やハラスメント相談所等から全学委員会で扱うよう要望が伝えられた事案については、全学委員会がその解決に主導的役割を担う。
 - ② 全学委員会は、部局でのアカデミック・ハラスメントの防止と解決の取り組みを監視し、必要な場合には意見を述べることを含め総長および部局長に対し、アカデミック・ハラスメントの防止と解決のための体制の充実を図るうえで必要な提言を行う。
2. 全学委員会は、総長が指名した副学長を委員長とし、総長が委嘱した評議員もしくはその経験者４名[副委員長]、同じく総長が委嘱したしかるべき数の教授・准教授および

法律学及び心理学・精神医学等の専門家によって構成する。

3. 全学委員会は、東京大学の教育・研究の現場における人権侵害の防止および解決のために、次の各号に掲げる事項を行う。
 - ① アカデミック・ハラスメントとその再発を防止するための事例研究、教職員の研修および大学構成員に向けた啓発・広報活動
 - ② アカデミック・ハラスメントの相談体制の整備
 - ③ アカデミック・ハラスメント案件の通知、調停および救済措置のための事実調査
 - ④ アカデミック・ハラスメント案件に対する救済措置案の策定と総長および部局長への勧告
 - ⑤ その他アカデミック・ハラスメントの防止と解決のために必要な事項
4. 全学委員会の構成員は、個人情報元より、委員会の取り扱う個別事案に関する守秘義務を負う。また、任期中及び任期後において、その任務上知り得た事項についても守秘義務を負う。
5. 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時にはその職務を代行する。
6. 全学委員会に、委員長が委員の中から選んだ数名で構成する幹事会をおく。
7. 全学委員会の庶務は本部学生支援課と本部労務・勤務環境課がこれを担当する。

(6) アカデミック・ハラスメントに関する相談および苦情申立とその取り次ぎ

1. アカデミック・ハラスメントは、教職員・学生を含む大学の構成員すべてが加害者にも被害者にもなりうる。本防止体制は、教職員・学生のいずれからも苦情の申立を受け付ける。なお、セクシュアル・ハラスメントの要素を含むアカデミック・ハラスメント事案はセクシュアル・ハラスメントとして扱い、本防止体制では扱わない。
2. アカデミック・ハラスメントに関する相談は、部局の各種相談窓口、全学のハラスメント相談所、学生相談所、保健センター、国際センターなど、どこでも受け付け、事案の性格に応じて各相談機関が密接に協力する。しかしながら、学生からの苦情は主として学生相談所が、教職員からの苦情は主としてハラスメント相談所が窓口となって対応する。各相談機関は相談者の立場に立って、関係者に対し問題解決のための独自の働きかけを行うことができる。
3. 本制度が定める全学委員会による措置を求める手続きに入る際、学生からの苦情は主として学生相談所が、教職員からの苦情は主としてハラスメント相談所が、窓口となって対応する。
4. 学生相談所やハラスメント相談所等は、申立人が全学委員会への苦情申立を希望する場合は、申立人に全学委員会による被害救済の制度について説明し、通知、調停、もしくは事実調査に基づく救済措置のいずれを希望するかの申立人の意思を確認した上で、苦情申立を全学委員会に取り次ぐ。なお、全学委員会への苦情申立は申立人本人が起草した文書によるものとする。
5. アカデミック・ハラスメントに関する相談や全学委員会への苦情申立を取り扱う期限は、学生については学籍を喪失してから、教職員については職籍を喪失してから5年を

原則とする。ただし、学位取得に関する研究が続いているなど、配慮が必要な場合にはこの限りではない。

(7) 全学委員会による事案受付と予備審査

1. 学生相談所やハラスメント相談所等が全学委員会に取り次いだ苦情申立は、幹事会が受理し、受理したことを申立人に伝える。
2. 予備審査は幹事会がその任にあたる。幹事会は予備審査に際し、必要があれば学生相談所やハラスメント相談所等から事情を聞き、かつ申立人と面談することができる。
3. 幹事会は、苦情申立が次に掲げる各号のいずれかに相当する場合、苦情申立を全学委員会で扱うものとし、通知、調停、もしくは事実調査に基づく救済措置を行う。苦情申立が次に掲げる各号に相当しない場合は、当該部局の措置に委ね、部局のとした措置に関する報告を求める。
 - ① 幹事会が、申立人の緊急な保護措置をとる必要があると判断した場合、または苦情申立の相手方（以下、相手方）の公的な処分が必要になると予測した場合。
 - ② 申立人が、当該事案が部局で処理されることを望んでおらず、幹事会がそれに相当の理由を認めた場合。
 - ③ 相手方の所属部局が、当該事案が全学委員会で処理されることを、希望し、幹事会がそれに相当の理由を認めた場合。
 - ④ 幹事会が部局に措置を委ねた案件で、申立人あるいは相手方が部局での処理に不服で、全学委員会での再検討を希望した場合。
4. 幹事会は、当該事案が、セクシュアル・ハラスメントを構成すると判断した場合は、これを東京大学ハラスメント防止委員会の管轄に移管する。
5. 予備審査の期間は、全学委員会が当該事案を受理した日から原則として1ヶ月間とするが、必要に応じて延長できる。

(8) 通知

1. 全学委員会は通知の手続きを取ることを決定した場合、相手方に、アカデミック・ハラスメントに関する苦情申立のあったことを通知し、アカデミック・ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置をとるように警告する。申立人が匿名を希望した場合、個人が特定されないよう、名前等を伏せなければならない。
2. 全学委員会は、相手方の所属する部局長に対し、アカデミック・ハラスメントに関する苦情申立があったことを通知し、アカデミック・ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置をとるように勧告する。この場合も、申立人が特定されないよう、できる限りの注意を払わなければならない。
3. 全学委員会は、前項の勧告を行った後、当該部局長のとした措置について報告を求め、必要と認めた場合は、引き続き、調停ないし救済措置のための事実調査を通じて事案の解決に当たる。
4. 通知は、委員長もしくは副委員長が文書にて行う。

5. 相手方への通知の際に、全学委員会が適当であると判断するときは、部局長等の立ち会いを求めることができる。
6. 申立人は、通知の行われた後においても、調停、または事実調査に基づく救済措置による事案の解決を求めることができる。
7. 相手方は通知内容への反論がある場合には、通知を受け取ってから1ヶ月以内に全学委員会に通知内容に対する反論を文書で提出することができる。この反論を受け取った全学委員会は、2ヶ月以内に何らかの返答を相手方に行う。相手方による通知内容への反論の機会を原則としてこの一回のみとするが、相手方の人格権にも十分な配慮が払われなければならないのは言うまでもない。

(9) 調停

1. 全学委員会は、調停の手続きを取ることを決定した場合、事案ごとに調停班を設置する。調停班は、全学委員会が選任し総長が委嘱した委員3名によって構成される。調停班の長は副委員長とする。調停班に申立人及び相手方が所属する部局の教員が加わる場合には1名を限度とする。
2. 調停班は、当事者及び関係者から事情を聴取した上で当事者間での和解をめざして調停にあたる。その際、学生相談所やハラスメント相談所等に意見を求めることがある。
3. 調停班は2ヶ月以内に、調停の結果を全学委員会に報告する。
4. 全学委員会は調停班の報告内容を審査・確認し、総長に報告する。
5. 調停による和解が不成立に終わった場合、調停班は申立人に対し、引き続き救済措置を求める意思の有無を確認して、全学委員会に報告する。

(10) 事実調査に基づく救済措置と再発防止措置の勧告

1. 全学委員会は、①救済措置の手続きを取ることを決定した場合、②調停における和解の不成立を受けて申立人ないし相手方が救済措置を求める意思を明らかにした場合、事案ごとに事実調査班を設置する。
2. 事実調査班は、全学委員会が選任し総長が委嘱した委員3名によって構成されることを原則とするが、増員が必要と幹事会が判断した場合、委員を加えることができる。事実調査班の長は副委員長とする。事実調査班に申立人及び相手方が所属する部局の教員が加わる場合には1名を限度とする。
3. 事実調査班は、苦情申立のあった事案の事実関係を明らかにするため、次の事項を行う。
 - ①当事者及び関係者からの事情聴取。(必要に応じ、学生相談所やハラスメント相談所等に意見照会)
 - ②その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項。
4. 事実調査班は、原則として2ヶ月以内に調査結果を全学委員会に報告し、救済措置や再発防止措置の要否およびその内容について提案する。救済措置の内容には、当該部局に対する事態改善命令ないし注意、相手方に対する措置等を含むものとする。

5. 全学委員会は、事実調査班の報告を審査・確認し、その提案に基づいて部局長あるいは総長への勧告案を決定する。部局長への勧告の内容は、指導教員、研究室、就業場所の変更などの修学・就労環境の改善、相手方や周囲への注意喚起や警告、その他修学・就労上の措置等がありうる。また、総長への勧告案には当該事案に関して、懲戒処分が相当であると思料する旨の判断が含まれる場合もある。
6. 事実調査班の委員の任期は、原則として当該事案に関する任務が終了するまでとする。

(1 1) 救済措置の執行と再審査

1. 総長は、全学委員会の救済措置及び再発防止措置の勧告を受けた場合、相手方と当該部局に対し必要な措置をとる。
2. 救済措置や再発防止措置が執行された後であっても、事実認定の明らかな誤りや手続き上の重大な瑕疵があると申立人または相手方が確信した場合は、一度だけ総長に再審査を請求することができる。この場合総長は全学委員会に再審査を付議する。全学委員会は前回とは全構成員を異にする新たな事実調査班を選任して再審査にあたる。

(1 2) 守秘義務の遵守と二次被害の防止

1. アカデミック・ハラスメントの相談、苦情申立、問題解決の手続きに関わる者は、守秘義務を遵守しなければならない。
2. 相手方ならびに部局等の関係者は、相談者や申立人、その他、事実調査に協力した者、手続きに関わった者に対する報復行為、嫌がらせ、差別的対応等の不当な取り扱いを行ってはならない。報復行為等があった場合は、全学委員会は厳正な態度をもって対処する。また、全学委員会と関係諸機関はそうした二次被害が生じないように配慮しなければならない。